

東秩父村森林整備計画

令和5年3月31日

自 令和5年4月1日

計画期間

至 令和15年3月31日

目次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1～2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	2
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	3
1	樹種別の立木の標準伐期齢	3
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	3～4
3	その他必要な事項	4
第2	造林に関する事項	4
1	人工造林に関する事項	4～5
2	天然更新に関する事項	5～6
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	6～7
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	7
5	その他必要な事項	7
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	8
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	7～8
2	保育の種類別の標準的な方法	9
3	その他必要な事項	10
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	10
1	公益的機能別施業森林等の区域及び当該区域内における施業の方法	10～11
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	11～12
3	その他必要な事項	13
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	13
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	13
2	森林の経営の受委託等による規模の拡大を促進するための方策	13
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	13
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	13
5	その他必要な事項	13～14
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	14
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	14
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	14
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	14～15
4	その他必要な事項	15
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	15
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	15～16
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	16

3	作業路網の整備に関する事項	16～18
4	その他必要な事項	18
第8	その他必要な事項	18
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	18
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	18～19
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	19～20
Ⅲ	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	20
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	20～21
2	その他必要な事項	21
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	21
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	21
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	21
3	林野火災の予防の方法	22
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	22
5	その他必要な事項	22
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	22
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	22
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	22
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	22～23
2	生活環境の整備に関する事項	23
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	23
4	森林の総合利用の推進に関する事項	23
5	住民参加による森林の整備に関する事項	23～24
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	24
7	その他必要な事項	24

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

東秩父村は、埼玉県の西部、秩父郡の東端に位置し、笠山、堂平山、大霧山等を主峰とする外秩父連山に囲まれた人口約2,550人の中山間地域である。村のほぼ中央に位置する御堂地区には、伝統地場産業である手漉き和紙をテーマとした「和紙の里」が整備され、観光の核として年間約10万人の入り込みがある。

本村の総面積は3,706haで、自然環境に恵まれており、計画対象民有林面積は2,775haで、総面積の75%を占めている。森林すべてが民有林で、そのうち人工林は、1,912ha、人工林率は69%に達し県平均50%を大きく上回っている。また、今後とも適正な保育・間伐を必要とする森林が多く残っている。

本村の森林は、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林がほとんどであり、また、地域住民の水道水源地として、さらには都市住民を主体としたハイキング等のレクリエーション活動の場として、求められる機能が多くなっていることから以下のような課題がある。

スギ・ヒノキの造林が行われた森林については、優良材の生産をめざすとともに、伐期を迎える林分も多く存在することから、林業生産活動を通じた適切な森林整備を図る。さらに環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から、計画的な伐採を推進するとともに、地域住民の生活に密着した簡易水道の水源地として水源かん養機能の向上を図ることも重要である。

都市住民の森林レクリエーションに対する要望も強くなってきていることから、和紙の里や秩父高原ふれあい牧場、関東ふれあいのみちなどの遊歩道を中心に、林業経営、林地保全に十分配慮しつつ、適正な管理の下に総合的利用を図ることが望まれる。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備に当たっては、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を図るものとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 森林整備の基本的な考え方

1の森林整備の現状と課題と、地域森林計画で定める森林整備の基本方針をふまえ、木材等生産、水源涵養、山地災害防止、生活環境保全、保健文化の各機能のうち水源涵養機能を重視する「水源涵養機能維持増進森林」、保健文化機能又は生活環境保全機能を重視する「森林と人との共生林」、木材

等生産機能を重視する「木材生産機能維持増進森林」の区分ごとに望ましい森林の姿に誘導することとする。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や村民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>水源涵養のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合は、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

イ 森林施業の推進方針

森林整備を推進する上で重要となる林業労働力について、その担い手の主体である森林組合は、現在、作業班を中心とした森林施業の体制づくりが重要課題となっていること、人工林の多くが主伐期を迎えていること等から、高性能林業機械の導入も含め、伐採を計画的に実施するための体制づくりを推進するものとする。

また、適切な森林整備を推進していくために、県、森林組合、森林所有者等の相互の連携をより一層密にし、講習会等を通じて、技術指導、啓蒙普及に努めるとともに、国、県の補助事業、「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等の地方財政措置を含む村単独事業を積極的に活用し、森林整備の推進を図るものとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

健全な森林の整備を図るため、県、村、森林所有者、森林組合等で相互に連絡を密にして、森林施業の共同化、林業後継者の育成、森林施業の林業機械化の促進及び木材・林産物の流通体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、下記に示すとおりである。

地 域	樹 種									
	スギ	ヒノキ	サワラ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹 (用材以外)	その他 広葉樹 (用材)	
全 域	35年	40年	35年	35年	35年	50年	10年	15年	55年	

注) この標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち、主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法は、皆伐又は択伐によるものとする。

・ 皆伐

主伐のうち、択伐以外のものとする。皆伐に当っては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び多面的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

・ 択伐

主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかわる伐採率30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下の伐採）とする。

択伐に当っては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとする。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整計第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

3 その他必要事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、下記に示すとおりであり、植栽に係る樹種については、スギは沢沿い～斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く。）、ヒノキは斜面中～上部を基本として選定するものとする。

区 分	樹 種 名 (針葉樹)	樹 種 名 (広葉樹)	備 考
人工造林の対象樹種名	スギ、ヒノキ	クヌギ、ケヤキ、コナラ等	

注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は村の担当課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、下記に示す本数を標準として決定するものとする。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
スギ・ヒノキ・広葉樹	疎	概ね1,500	
	中	概ね2,500	
	密	概ね3,200	

注) 定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は村の担当課とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

人工造林は、下記に示す方法を標準として行うものとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	全刈筋地拵えを原則とし、特に寒風害常習地など地況等により植栽木及び林地を保護する必要がある場合には筋刈地拵え等による。
植付けの方法	列植え（方形植え）又は正方形植えとするが、地形、作業性等を考慮し、三角形植え等も行う。また、植付けに当たっては、苗木の根をよく広げ、植穴に落葉、礫等が混入しないように注意する。
植栽の時期	次の時期とするが、林地の乾燥、凍結等の状態や樹苗の成長の開始時期等を考慮の上決定する。なお、秋植えをする場合には寒害常習地を避け、苗木の取り扱いに十分注意する。 春植え 2月中旬～6月下旬 秋植え 9月中旬～10月下旬

（3）伐採跡地の人工造林をすべき期間

下記に示す期間内に、できるだけ早期に更新を完了するものとする。

伐採跡地の更新すべき期間	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地について、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復、並びに森林資源の造成を図るため、皆伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年、択伐の場合は、原則当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を、人工造林すべき期間として定めるものとする。
--------------	---

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

（1）天然更新の対象新種

天然更新の対象樹種	広葉樹類（クヌギ、コナラ） 針葉樹類（アカマツ）
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ・コナラ

（2）天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
広葉樹類 (クヌギ、コナラ) 針葉樹類 (アカマツ)	10,000本/ha

イ 天然更新すべき立木本数

樹種	天然更新すべき立木本数
広葉樹類 (クヌギ、コナラ) 針葉樹類 (アカマツ)	3,000本/ha以上

ウ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	地表処理は、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてはかき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	刈出しは、ササなどの下層植生により天然植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	植込みは、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
ぼう芽更新 (芽かき)	芽かきは、ぼう芽枝に優劣の差ができたころに下刈りと同時に行い、極力下方のぼう芽枝を残し、3～5本立ちとする。

エ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新は、更新すべき立木の本数以上の天然更新の対象樹種が伐採跡地において均等に生育しているかどうか、また、今後の生育可能性が見込まれるかどうかについて、(3)の期間内において「埼玉県地域森林計画における天然更新完了基準」に基づいて確認することとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採後、おおむね5年以内に別に定める更新完了の基準を用いて更新状況を確認するとともに、更新が完了していないと判断される場合には、植栽等により確実に更新を図ることとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を以下のとおり定める。

・現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

- (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種については、2の(1)によるものとし、天然更新すべき本数の基準となる、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、10000本/haとする。

天然更新を行う際には、その本数の10分の3を乗じた本数以上の本数(草丈以上のものに限る)を更新すべき本数とする。なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、地域の植生等を勘案して定めるものとする。

5 その他必要な事項

造林については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じ、適切な更新方法を選択することとし、特に、天然更新による場合は、現地の状況を十分確認し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林又は木材等生産機能の発揮が期待され将来にわたり育成単層林として維持する森林においては人工造林によることとする。

また、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後、一定期間内に林冠がう

つ閉するよう行うものとする。

また、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう適切な伐採率により繰り返し行うものとする。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意するものとする。

「標準的な間伐時期」

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	施業方法	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法	備考
				初回	2回目	3回目	4回目		
スギ	疎	概ね1,500	標準	—				間伐率は、本数率で概ね20～35%とする。なお、針広混交林に誘導する場合は概ね40～50%とする。 間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。 立地条件の劣る森林における初回間伐等であって、効率的な作業実施上から必要がある場合については、列状間伐の実施も考慮することとする。	
			長伐期	35	45				
	中	概ね2,500	標準	25					
			長伐期	25	35	45			
	密	概ね3,200	標準	18	25				
			長伐期	18	25	35	45		
ヒノキ	疎	概ね1,500	標準	—					
			長伐期	40	55				
	中	概ね2,500	標準	30					
			長伐期	30	40	55			
	密	概ね3,200	標準	20	30				
			長伐期	20	30	40	55		

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、下記に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案し、適切に実施するものとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																		標準的な方法	備考
		年1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	14	18	19					
下刈	スギ	回数																			
	ヒキ		1	2	1	1	1														
つる切	スギ								1	1											
	ヒキ									1	1										
除伐	スギ										1	1									
	ヒキ											1	1								
枝打ち	スギ												1	1							
	ヒキ													1	1						

3 その他必要な事項

局所的な立地条件に応じて実施すべき間伐及び保育の基準は、特に次の点に留意することとする。

(1) 間伐

間伐が十分に実施されていない人工林については、風害に留意し、間伐の繰り返し期間を5年程度として、弱度の間伐を実施することとする。

(2) 下刈り

雑草木の繁茂が著しく林木の成長が遅い森林は、標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、必要に応じて造林木の高さが雑草木の概ね1.5倍程度になるまで実施すること。

(3) つる切り

つる類の繁茂の著しい箇所については、必要に応じ2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないよう実施すること。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養保安林や干害設備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本として、伐採の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

また、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域については、別表2により定めるものとする。

地域	樹 種							
	スギ	ヒノキ	サワラ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹 (用材以外)	その他 広葉樹 (用材)
全域	45	50	45	45	60	20	25	65

(2) 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林

土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、砂防指定地周囲や山地災害防止機能の評価区分が高い森林を別表1のとおり定める。

イ 森林施業の方法

伐採により発生する裸地化を縮小または分散するため、長伐期施業を推進すべき森林として定める。森林に区域については別表2により定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

材木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等、「特に効率的な施業が可能な森林」の区域を別表1に定める。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を維持的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として皆伐後には植栽による更新を行うものとする。

【別表 1】

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	概要図に図示（水道取水口の上流）	622ha
土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土砂流出防備保安林・土砂崩壊防備保安林に指定されている区域及び埼玉県農林公社営林の区域。	303ha
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材等生産機能の維持増進を図る森林	全域	2,775ha
特に効率的な施業が可能な森林	—	
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	

※ 上記の森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することをもって代えることができる。

【別表 2】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	概要図に図示（水道取水口の上流）	622ha
長伐期施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	土砂流出防備保安林・土砂崩壊防備保安林に指定されている区域及び埼玉県農林公社営林の区域	303ha
複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当なし	
択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし

(2) その他

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すことにより経営規模の拡大を図る。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期施業委託等、森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、協議会の開催による合意形成等を推進することにより、森林の施業又は経営の受託等による規模拡大の促進を図る。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等の実施にあたっては、森林施業や木竹の販売、森林の保護等の森林の経営を長期にわたり行うことができることなどを定めた委託契約書等を委託者との間で締結するよう努めることとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営体に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成にあたっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

5 その他必要な事項

森林経営の委託を進めるにあたり、基本となる情報である森林の境界や所有者が不明瞭であり、大きな障害となっている。森林の地籍調査を推進するとともに、地籍調査が完了した森林を優先して森林の施業を委託するよう努めるものとする。

る。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本村の森林面積の93%を占める林家等の森林所有者は5ha未満の小規模所有であることから、森林施業を計画的、重点的に行うため、村、森林組合、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、零細所有者の集団化を図り、施業委託を促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進するため、施業実施協定の締結を促進し、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合へ集団で委託することにより、計画的かつ効率的な森林施業を推進することとする。

森林の整備に対して消極的な森林所有者や不在村森林所有者については、村の支援のもとに森林組合が、ダイレクトメール等を利用して、森林管理の認識を深めるとともに、林業経営への参加意欲の高揚を図り、施業実施協定への参画を促すこととする。

森林施業共同化重点的实施地区の設定計画は、下記に示すとおりとする。

森林施業共同化重点实施地区の設定計画

地区の名称	地区の所在	区域面積(ha)	対図番
村全域	安戸地内ゴルフ場造成跡地を除く地域	2,581	
計		2,581	

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林所有者等が共同して森林施業実施する際には、以下の事項に留意すること。

ア 共同して森林施業を実施しようとする者(以下「共同施業実施者」という。)は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共

同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと
 ウ 共同施業実施者の一がア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと

4 その他必要な事項
 該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

本村の森林管理の現況は、延長30,400m、森林管理道密度504.68m/haであるが、さらに林業経営の合理化と森林の適正な管理を進めるため、必要に応じて森林管理道の開設を行う。

また、効率的な保育作業と間伐材搬出のため、林地の傾斜区分や搬出作業に応じた路網密度の水準を以下のとおりとする。

なお、水準は、木材搬出予定箇所における目安であり、尾根、溪流、天然林等の除地については適用しない。

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系作業システム	110 以上	35 以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系作業システム	85 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系作業システム	60 (50) 以上	15 以上
	架線系作業システム	20 (15) 以上	15 以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

注1) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード、スイングヤード等を活用。

注2) 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワード、グラップル等を活用。

注3)「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に路網整備と併せて効率的な森林施策を推進する路網整備推進区域を地形、地質、森林に有する機能等を踏まえて下記にとおり設定する。

路 網 整 備 等 推 進 区 域	
林 班	安戸（長坂） 3、安戸（鈴木山・峠平） 9 安戸（山支平・山の神、幽ヶ池沢、山の神） 1 0 皆谷 3、大内沢（北平、赤蕨、角窪、寅山） 5 6 白石（引槻沢、茗ヶ沢） 8

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

当該市町村に関する基幹路網について、地域森林計画に記載されている林道を含む基幹路網の開設・拡大による。

開設 拡張 別	種 類	区 分	路線名	延長 及び 箇所数	利 用 区 域		前年 5カ年の 計画箇 所	対図 番号	備考		
					面 積	材 積					
						針葉樹				広葉樹	
開設		林 道	帯沢支	200	13	1,154	289		J-12		
			堂平支	200	10	430	420		I-11		
			竹の花	190	22	1,555	2,354		K-12		
			地浦	200	15	334	501		I-11		
			桂木	552	35	3561	1389		K-12		
			高取峰	200	32	5,826	224		I-12		
			腰村	200	30	4,211	1,654		I-12		
			鳶岩寅山	3,500	96	22,955	5,838		I-12		
			小計	5,242							
拡張(改良)	自 動 車 及 び 軽 車 道	林 道	奈田良	100	88	9,128	4,186		K-12		
			萩殿	700	94	7,928	3,201	○	K-12		
			和知場	650	266	4,627	11,034	○	I-12		
			二本木	500	41	4,530	2,423	○	J-12		
			白萩	120	37	3,107	1,046		J-12		
			竹の花	80	22	1,555	2,354		K-12		
			上ノ貝戸	140	79	3,315	1,420		I-12		
			秩父高原線	140	140	13,051	4,064		K-12		
			御堂笠山	100	170	31,089	3,052		J-12		
			萩平笠山	300	144	10,564	8,610	○	K-12		
			萩平	220	69	4,875	5,411	○	J-12		
			入山	100	67	4,751	528	○	I-12		
			萩帯	100	56	7,707	977		J-12		
			大宝	100	62	4,379	2,763		H-11		
			白石笠山	100	84	-	-		K-12, L-12		
			堂平	100	80	4,340	2,461		T-12		
			笠山	100	18	919	962		K-12		
			山支平	100	42	3,646	757		J-12		
			拡張(舗装)	萩平笠山	3,750	144	10,564	8,610	○	K-12	
				竹の花	50	22	1,555	2,354		K-12	
	桂木	30	35	3,561	1,389		K-12				
	萩平	400	69	4,875	5,411	○	J-12				
拡張(改良)	棒山	900	38	5,995	1,726		J-12				
拡張(舗装)	勝呂入山	2,000	113	32,326	2,346	○	I-13				
拡張(改良)	沢向	730	24	5,457	1,156		H-12				
	小計	11,610									

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に関わる留意点

森林作業道は、森林作業道作設指針（平成22年11月1日林整第5号林野庁長官通知）を基本として、県の定める森林管理道作置指針に則り、森林管理道と組み合わせにより効率的な森林施業ができるように開設する。また、開設にあっては、地形に沿うように設置し作設費用を抑えつつ、繰り返しの使用に、耐えるよう丈夫で簡易な構造とするため、堅固な土壌造による路体を基本とし、構造物は、地形・地質・土質などの条件からやむ得ない場合に限り設置することとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

国及び県が定める森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるように適正に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業労働者の育成、林業事業者の経営体質強化、林業研究グループ等。林業活動グループの育成、林業に従事する者の技術や知識の向上とそのための技術研修林等の整備、林家等の経営安定に資する特用林産物の導入等の推進方向等林業に従事する者の養成及び確保に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 機械化の促進方向

本村の人工林のうち、2割が保育施業を必要とする7齢級以下の幼・若齢林で占められているなかで、施業の機械化についてはチェーンソー、刈り払い機等の小型機械は普及してきている。

しかし、苛酷な労働条件の改善と低コスト化を図るとともに主伐期に対応するためには、地域の実情にあった高性能機械等の導入を進める必要があり、併せて作業路網等生産基盤の整備を促進する。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

1を踏まえ、高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を次のとおり示す。

作 業 の 種 類		現 状 (参 考)	将 来
伐 倒	村内一円	チェーンソー プロセッサ	チェーンソー プロセッサ
造 材		チェーンソー プロセッサ	チェーンソー プロセッサ
集 材		小型集材機 林内作業車 スイングヤーダ	小型集材機 林内作業車 スイングヤーダ
造 林 保育等	地拵, 下刈		
	枝 打	人力、自動枝打機	自動枝打機

(3) 林業機械化の促進方策

高性能機械については、森林組合への導入を促進する。また林業労働力確保支援センターに機械の購入を要望し、林業事業者間で共同利用できる体制づくりを進める。これにともなうオペレーター等技術者の養成は、森林組合を中心に行う。

そのほか、林業機械に関する知識、認識を高めるとともに、安全な操作手順を理解させるため、機械の展示会、研修会への積極的な参加を薦め、機械化促進のための条件整備に努める。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本村の人工林はこれから主伐期を迎えるものが多く、間伐材と合わせて流通・加工体制の整備が急務の問題となっている。そこで森林組合を中心に、素材生産業者と製材業者との連携を円滑にし、木材の需給体制の整備に努める。

一方、地元材の需要拡大を図るため、和紙の里において農産物直売所とバスターミナルを村内産材を使用して整備したところであるが、今後も公共建築物等への地元材の利用促進を図るとともに、木の良さやあたたかさなど、森林資源のアピールを推進する。

また、今後増加が見込まれる観光やレクリエーションなどの余暇活動の需要に対応するため、しいたけ、ぎんなん、山菜等本村の特性に合わせた特用林産物の生産に関して試行、研究を行い、特産品の育成に努めるとともに、JA埼玉中央直売所や和紙の里特産品直売所、その他地域の直売所を利用した消費者への直接販売を促進する。これらのことを前提とした林産物の流通、加工、販売施設等の整備計画は、下記に示すとおりとする。

施設の種類	現 状 (参考)			計 画			備 考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
JA農産物販売所	御 堂	280㎡	①	—	—	—	
和紙の里特産品直売所	御 堂	240㎡	②	—	—	—	

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、次のとおり定める。

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

ニホンジカの被害対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に、植栽木の保護措置（防護柵の設置・改良等、幼齢木保護具の設置、巡視等）又は捕獲（わな捕獲、銃器による捕獲等）による鳥獣害防止対策を推進し、被害防止に努めるものとする。

なお、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図りながら、必要な施策を講じるものとする。

別表 3

対象鳥獣の種類	森林の区域 (林班)	面積 (ha)
ニホンジカ	大字御堂 010	112.02
	大字白石 009	16.89
	大字白石 010	13.93
	大字白石 011	16.18
	大字白石 012	25.49
	大字白石 013	34.08
	大字白石 014	54.34
	大字白石 015	49.63
	大字白石 016	38.45
	大字白石 017	81.81
	大字白石 018	54.27
	大字白石 019	29.44
	大字白石 020	25.08
	大字白石 021	43.12
大字白石 022	29.85	
合計	15	624.58

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域において、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止に努めるものとする。また、野生鳥獣の行動把握・被害状況把握等に努めるものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。松くい虫による被害は終息傾向となっているが、依然被害の続いている箇所に対しては引き続き防除対策を行う。また、ナラ枯れ被害についても、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の拡大防止を図ることとする。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除に向け、関係行政機関、森林組合、森林所有者等と連携を図りながら被害対策を図っていく。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

ニホンジカ等による食害、剥皮被害を防止するため、植栽木の保護措置（防護柵の設置・改良等、幼齢木保護具の設置、巡視等）等の対策について、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等と協力しながら推進する。また、野生鳥獣との共存にも配慮した森林整備等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行うとともに、防火貯水槽の設置、消火機材等の配備及び作業道の充実により防災管理網を整備する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林法（昭和26年法律第249号）第21条の規定に基づき火入許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間の開始する日の7日前までに提出しなければならない。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採そのの施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の作成に当たり、次に掲げる事項について適切に計画すること。

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立し

て適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営体は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

- (1) II第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- (3) IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

2 生活環境の整備に関する事項 該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

地域材や地域の特用林産物、林業にかかわる技術等、地域の森林資源を活用した地域の活性化を図る。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

二本木峠周辺はコナラとヤマツツジの複層林として、古くから地元により整備されており、5月初旬の花の見頃である。今後もツツジの名所として管理する。また、登山道周辺は、間伐等の施業を積極的に推進する。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

地域住民の団体による森林整備活動を東秩父村地域計画の一環として位置づけ、積極的に推進する。また、小・中学生や緑の少年団等に、植林や保育活動の体験を通じ、森林や自然の大切さを体験させる。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

企業等に森づくりのフィールドとして村有林を提供し、下流の企業等との結びつきを深めると同時に、造林コストの節減及び、植林・下刈り等に訪れる入込客増加により地域振興を図りたい。

現在、企業・団体に提供している村有林は、協定に基づき引き続き森づくりのフィールドとして提供し、下刈り等の実施を支援し成林を目指す。

また、新たに村有林を企業・団体の森づくりの場所として提供したい。さらに、民間同士の上流連携による森づくりについても支援する。

(3) その他必要な事項

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

該当なし

7 その他必要な事項

該当なし